

〔解説〕

1) 不適切である

1961（昭和36）年4月1日以降の期間であって、20歳以上60歳未満の期間のうち、国民年金に任意加入したが保険料が未納となっている期間は、合算対象期間に該当します。このほかに合算対象期間に該当するものとしては、1961（昭和36）年4月1日以降の期間であって、20歳以上60歳未満の期間のうち、国民年金に任意加入できるが任意加入しなかった期間や、1961（昭和36）年4月1日以降の期間であって、国民年金の第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者）の期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間などがあります。

2) 不適切である。

公的年金の年金給付の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月分から開始されるため、老齢基礎年金の場合は、65歳に達した日の属する月の翌月分から開始されることとなります。「65歳に達した日」とは65歳の誕生日の前日であることから、誕生日が4月1日の者は3月31日に受給権が発生するため、その翌月分、つまり4月分から支給が開始されることとなります。なお、1958（昭和33）年4月2日生まれの者は、2023（令和5）年4月1日に受給権が発生するため、2023（令和5）年5月分から支給が開始されません。

3) 不適切である。

会社員（第1号厚生年金被保険者）の女性は、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールが男性よりも5年遅くなるため、1961（昭和36）年4月2日生まれの場合は、62歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給できます。なお、公務員（第2号～第4号厚生年金被保険者）の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、女性も男性と同じです。

4) 適切である。

経過的加算は、当面の間、老齢基礎年金の額よりも定額部分の額の方が大きくなることから、その差額を支給するという趣旨で加算されるものです。なお、定額部分の計算をする際は、20歳未満又は60歳以上の厚生年金保険の被保険者期間も含まれますが、上限は480月となります。

老齢年金は、公的年金給付の中でも中心となるものです。どのような期間が受給要件や年金額の算定の基礎となるか、いつから支給されるか、など着眼点別に知識の整理をしておくといいでしょう。

[戻る](#)